

平成12年第2回教育委員会記録

平成12年1月26日(水)

一部非公開(個人情報)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日	時	平成12年1月26日(水)		午後1時30分～午後2時00分	
場	所	教育委員会室			
出席委員		委員 長	舟 生 清	委員 長	大 門 哲
				職務代理者	
		委員	鬼 丸 かおる	委員	丸 田 頼 一
欠席委員		(なし)			
出席説明員	教育長	與 川 幸 男	学校教育部長	栗 田 和 雄	
	庶務課長	伊 藤 重 夫	学務課長	和 田 義 広	
	施設課長	横 山 薫	社会教育部長	辻 武	
	指導室長	石 倉 敏 雄	社会体育課長	荒 井 健 一	
	振興課長	木 下 勝 男	中央図書館長	古 川 正 司 夫	
	社会教育	土 佐 和 男	中央図書館	赤 井 則 夫	
	センター所長		次 長		
事務局職員	庶務課係長	伏 見 博	振興課係長	若 林 茂	
	法規主査	能 任 敏 幸	担当書記	後 藤 行 雄	
傍聴者数		0 名			

会議に付した事件

議案第1号 異議申し立てに対する決定について・・・可決
 報告案件 1 教育委員会への住民監査請求について

委員長（舟生） ただいまから平成12年第2回杉並区教育委員会定例会を開会いたします。本日の署名委員に丸田委員を指名いたします。始めに、「議案第1号 異議申し立てに対する決定について」、庶務課長お願いいたします。

庶務課長 ただいま上程となりました「議案第1号異議申し立てに対する決定について」につきまして、説明いたします。過日の委員会でも報告いたしましたが、桃井第四小学校の職員会議録及び学校評価の情報公開請求が出されまして、学校評価につきましては、公開をいたしましたが、職員会議録につきましては、平成8年分の会議録がないということで、文書不存在を理由として公開できない旨、回答いたしました。それに対しまして、申立て人から昨年4月14日に異議申し立てがなされたものでございます。

その後、4月22日に情報公開・個人情報保護審査会に諮問を依頼いたしました。審査会からは、平成11年9月1日及び10月6日の2回にわたり、私ども、事情聴取を受けております。その結果、本年1月17日に審査会より、答申が出されてございます。

答申につきましては、議案の資料として添付してございますので、後ほどご覧ください。この答申を受けまして、教育委員会として異議申し立てに対する決定を下すため、議案を提出するものでございます。議案を朗読いたします。

「議案第1号 異議申し立てに対する決定について。右の議案を提出する。平成12年1月26日。提出者 杉並区教育委員会教育長 與川幸男。決定。杉並区善福寺三丁目5番10号。異議申し立て人篠原英雄。申立て人が平成11年4月14日付けで提出した異議申し立てについて、次のとおり決定する。主文、本件異議申し立てを棄却する。理由、本件異議申し立ては、上記異議申し立て人が行った。平成8年度杉並区立桃井第四小学校職員会議議事録の情報公開請求に対し、文書不存在のため公開できないとする平成11年4月8日付けの杉並区教育委員会の決定に対するものである。本件異議申し立てに対する決定にあたっては、杉並区情報公開条例第11条の規定に基づき杉並区情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して審理を行った。この結果、本件処分は、別添の審査会の答申と同様に妥当と判断される。よって本件異議については行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して主文のとおり決定する。平成12年1月 日。処分庁杉並区教育委員会。提案理由 杉並区情報公開条例に基づく杉並区教育委員会への異議申し立てについて、杉並区情報公開・個人情報保護審査会から答申が出され、処分庁として決定を下す必要がある。」、以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 なにかございますか。

委員長職務代理者 職員会議録は、教頭が記録することもあります。桃井第四小では、だれが記録していたのですか。

指導室長 学校への調査では、順番に教員が記録し、管理は教頭の後ろにある保管庫にしまっていたが、対象の会議録のみなかったとのこと。

鬼丸委員 審査会の判断に、「亡教頭の自宅を捜した」と記載されていますが、亡教頭が管理していた可能性がたかいのですか。

指導室長 特に捜したということではなく、教頭が亡くなりまして、自宅マンションの整理をするときに、校長が立ち会っており、遺品と申しますか、その中に学校関係のものがないか確認しました。そのときに何もなかったということです。

鬼丸委員 これでは、「さらに同校校長が、亡教頭の自宅の自室について本件文書の所在を調査したが、発見できなかった。」と書かれていますね。これだと、教頭が故意に持っていかれたかのように思えますが、そういう主旨ではないのですか。

指導室長 そうではありません。

委員長 鬼丸委員よろしいですか。

鬼丸委員 無いのではやむを得ません。

委員長職務代理者 保護審査会における審査において、教育委員会の主張というか、不存在ということについて納得を得られたのですか。

庶務課長 先ほど説明いたしました。審査会から2回の事情聴取を受けました。その際に、この間の捜索の状況ですとか、あるいは文書の管理規程がどのようになっているかですとか、学校における文書の管理体制はどうかですとかをいろいろ聴取されました。これらの質疑について、私どもで説明をいたしまして、審査会委員の審議の結果「文書不存を理由に請求却下決定をしたことは妥当と判断する」という判断をいただいたわけですが、ただ、2ページの4番にありますように、審査会の意見として「本件文書が不存ないしは所在不明となったのは、区立学校の文書管理に関する規程が整備されておらず、ひいては文書の管理が不十分となっていたことが、主な原因であったと考えられる。」ということで、ご指摘がございました。「区立学校の文書管理に関する規程を整備して公文書の十分な管理体制を樹立し、もって適切な文書の管理が行われるよう期待するものである。」という意見付きの判断ということでございます。

私どもといたしましては、この審査会の意見を踏まえまして、今後区立学校における文書管理関係の規程の整備等を行ってまいりたいと存じます。

委員長 他にございませんか。

(「なし」の声)

では、本議案はお認めいただいたことにいたします。

庶務課長、時期的に学年末となって、通信簿の整理、指導要録の整理等、本来学校で行う仕事を自宅に持ちかえることがあり、新聞でも通信簿を電車忘れたとかの記事が載ったりしますね。今回のことを例として、あるべきものがないという本当にずさんなことだから、校長をはじめ、機会あるごとに、注意をするようにお願いします。

丸田委員 規程が整備されていないということで意見があるので、そちらに対する対応も今後ちゃんとして。

庶務課長 はい。今後、学校との調整ですとか、法令や都の条例規則との整合性を検討しながら、整備を進めてまいります。

丸田委員 教育委員会として、態度を前向きに示していかないとなりませんね。

鬼丸委員 多分、これから情報公開によって公文書の提示を求められることが多くなると思いますので、よろしくをお願いします。

庶務課長 はい。委員長よろしいでしょうか私から1件ご報告いたします。学校職員に対しまして、区民より住民監査請求が出されてございます。内容につきましては、お手元に資料がございますが、2件ございます。1件目でございますが、「都費職員の超過勤務手当に係る区費加算に関する職員措置請求」ということで、こちらの方が本年1月11日付けで提出されております。内容ですが、記載のとおり区立学校に勤務いたします都費事務職員に対しまして、本来的に給与負担法より都費で全て賄うということが基本にも係わらず、都費で賄いきれない部分について区費で、その超過勤務手当を措置していた。これは、違法な支出にあたるので返還を求めるという監査請求内容でございます。

2件目につきましては、「区職員の超過勤務手当に関する職員措置請求」ということで、こちらにつきましては、区立学校の現業系職員の昼休みの超過勤務の関係と区長部局の方では、保育園の職員に対します包括残業ということに関して、監査請求が出されております。いずれにしても、監査請求人は、このような包括的な超勤の措置はおかしい。あくまで、実績に基づき支給すべきで不当な支出であり、返還すべきとの主張でございます。2件目につきましては、本年1月12日付けで提出されております。なお、請求人は同じでございます。以上でございます。

委員長 質問等はございませんか。

委員長職務代理者 請求人の名前は、このような場合には明らかにしてはいけないのですか。

庶務課長 昨日、この件につきましては、区議会の総務財政委員会に監査事務局より報告がなされております。本日の教育委員会の資料は、その際の資料を用いております。監査において請求人の氏名を出しておりませんので、今回の報告につきましても伏せさせていただきます。

教育長 総務財政委員会での質疑はどのようなものでした。

庶務課長 私どもも詳しくは聞いておりませんが、支出についての必要性などの質疑があり、職員課長より答弁いたしまして、手当の支出についてやむを得ない部分もあるという意見があったと聞いております。

委員長 本日、私たちは、このような監査請求があったということを知っているということでもいいね。いま、何をしろとは言えないから。

庶務課長 はい。これから監査が実施され、どのような結果となるかによりまして、教育委員会として、その判断に従っていくということになります。

鬼丸委員 他区において同様な監査請求というのは提出されているのですか。

庶務課長 練馬区、板橋区、世田谷区など、数区で同様の監査請求が提出されております。

委員長 複数の区において同様の請求が出されているということで、対応も違ってくるところもあろうから、慎重に対応して。

委員長職務代理者 これは教育委員会への監査請求となっておりますから、監査請求に応じて、この問題に対して何らかの態度を示さなければならないでしょ。

庶務課長 はい。まず、都費職員の超勤の関係ですが、実態としまして、都費のみでは賄いきれない部分があるということで、実際に超過勤務をしたということに対しては何らかの手立てをしなければ、労基法との関係からもまずいということで、法令等に根拠がない支出でございますが、実態面に着目しこれまで支出してきたという経過がございます。しかし、そのような実態面のみで支出して良いのかということで、平成12年ど以降につきましては措置はしない。今年度につきましても、一応予算措置はしてございますが、今年度予算についても凍結をしていくと考えております。それから、包括残業の件でございますが、これは私どもだけではなくて区長部局との関係もございますので、職員課において改正のため、区職労と協議に入っております。来月の半ばぐらいには一定の線が出されるとの見とおしでございます。

鬼丸委員 1件目の請求の相手方は、「区長以下、財務関係責任者」となっていますが、教育委員会ではなく、区長なのですか。

庶務課長 区長と財務関係責任者として庶務課長となります。

委員長 わかりました。庶務課長たいへんですね。

教育長 同様の請求が練馬区でも提出されていますね。練馬区では、一定の処分が出たのですか。

庶務課長 練馬区につきましては、結論から申しますと、監査の判断はやむなしということでございます。請求は棄却されております。残りの3区につきましては、基本的に監査は1年の遡及ということで、それ以前に区費による支出は止めておりますので、そのため、請求字体を却下したと聞いております。それに対して、請求人のほうは、住民訴訟を提起する動きがあると聞いております。

鬼丸委員 その可能性が高いと思われそうですね。

庶務課長 監査の結果にも拠りますが、結果によってはそちらの方に発展する含みはあると思います。

教育長 再度問うのですが、請求人を明示することは問題があるのですが。

事務局参事 それはだめです。審査付議の期間中はだめです。その結果が出され、公表されればよいのですが、それまでは、請求人に圧力等がかかる恐れがありますために、請求人の明示はいたしません。

学校教育部長 請求人については、新聞報道では明らかにしています。

事務局参事 それは、本人が新聞社に申出て記事となっておりますが、請求を受けた行政機関が明示することはできない規定となっております。

学校教育部長 自らの意思であれば良いということですね。

委員長 これまでの支出を返還ということはたいへんだね。

鬼丸委員 しかもこれは住民訴訟となると個人になるから、庶務課長は弁護費用も個人で負担しなければならなくなりますね。行政が弁護費用を支出すると、また、返還請求の対象となりますからね。

庶務課長 豊島区では、庶務課長が住民訴訟の弁護が必要となり、退職金を担保にしたり、カンパ等でその費用を賄ったと聞いております。

学校教育部長 ここでいいます「財務関係当局者」とは、支出行為を行った者ということでございます。ですから、現庶務課長は平成11年度分のみで、それ以前は、前任の庶務課長になってまいります。

委員長 わかりました。他にございませんか。

(「なし」の声)

以上で本日の会議を終わります。

